

平成 24 年 9 月 21 日

東京都知事 石原 慎太郎 様

日暮里富士見坂を守る会 代表/金子 誠

日頃より、景観への取り組みへの理解をいただき、ありがとうございます。この度、東京都荒川区にあります日暮里富士見坂からの眺望について、緊急事態が続いております。7 月にお送りしました要請書に加え、緊急の要請を改めてさせていただきます。

【緊急要請】

日暮里富士見坂からの眺望を歴史的な「風景遺産」として継承するために、現在進行中の建設計画への対策の検討、広域景観への取り組み等について

- 1 文京区千駄木三丁目において建築が進行中のマンション（※1）の計画変更が可能となるよう補償等の手段を講じてください。
- 2 2011 年 12 月に、パリ総会で採択されたイコモス勧告（※2）への対応を行なってください。
- 3 荒川区ほか関連 5 区で始まっている景観担当者連絡会に協力し、日暮里富士見坂からの眺望保全のガイドライン作りを統括してください。

（※1）文京区千駄木三丁目において、9 月から建設が進行中であるマンションが、日暮里富士見坂からの富士山の眺望に著しい影響を及ぼすことが判明しております。日暮里富士見坂を守る会と設計・建設会社の話し合いにおいて、損失を補償すれば、富士山の眺望が保全される計画への変更が可能であることが示されました。

（※2）昨年 12 月 1 日にパリ総会で採択された富士見坂の眺望景観に関する勧告が Araoz 会長名のレターとともに、イコモス本部より 5 月 24 日付で、住友不動産、東京都、荒川区、新宿区、台東区、文京区、豊島区に通達されました。

なお、事態の緊急性に鑑み、早急に(できましたら 10 月 10 日)までに文書でご回答くださいますよう、お願いいたします。

【要請理由】

日暮里富士見坂は、ご存知の通り、都心で唯一、地面に立ったまま富士山を望むことのできる「富士見坂」です。数々の開発による眺望の危機を乗り越え、現在も富士山の頂、そして右側稜線が美しく望めます。

昨年 9 月、新宿区大久保三丁目西開発計画（建築主は住友不動産）による新たな眺望の危機が明らかになり、また本年 8 月には、また本年 8 月には、文京区千駄木三丁目において、建設が計画されているマンションが日暮里富士見坂からの富士山の眺望をすべて覆い隠すことが判明しました。これらについては、新聞各紙（英字新聞を含む）、NHKをはじめとする放送局各局で報道されているところです。

東京都は、国の景観法制定に先立って積極的に計画的、総合的に景観行政を推進してきた経緯があります。これは、全国でもきわめて早い事例となっています。

平成 6 年 3 月に策定された東京都都市景観マスタープランの中で、「広重の絵の背景には富士山や筑波山が描かれ、これらが江戸の重要なランドマークであったものと思われる」「富士山や筑波山の眺望を街づくりのなかで取り戻すことも不可能なことではない。これらはかつて絵に描かれた風景を通じて、現代の都市景観形成をすすめるなかで江戸や明治の人々と共感できる風景を継承していくことも、風景づくりの重要な視点である」「日本の象徴でもある富士山の眺望を再び東京のランドマークとして都市景観の中に取り戻していく方法として、富士山に見える公園緑地、富士山を望む広い道路、坂道や展望台など、多様な眺望点を整備することが考えられる」「都民に親しまれた富士山や筑波山を遠景に取り込める眺望点を確保する」と示されました。

平成 8 年度には、東京都都市景観コンテストで日暮里富士見坂から望む夕日の沈む富士山の風景が特別賞（第 1 位 この景観を「いつまでも」賞）を受賞しました。現在では、日暮里富士見坂からの眺望は、地域住民が享受するのみならず、世界から人々の訪れる、都民の誇りうる場所のひとつとなっています。

平成 18 年 1 月 東京都景観審議会答申の中では、「富士山への眺望の保全」の一章が立てられ、「都内には、『富士』の名のつく坂、町、通りが多いように、富士山は古くから人々に親しまれてきた東京の重要なランドマークです。しかし、高層ビルの出現などにより、富士山を眺望できる場所は、徐々に限られてきています。都は、『景観マスタープラン』

で示した富士山の眺望地点などを参考に、区市町村に対して、富士山を望める場所の保全や眺望を楽しめる場所の整備などを促し、日本の象徴である富士山の見える風景を、東京の景観の中に取り戻していくことが望まれます。なお、一つの区市町村を超えて広域的な調整が必要な事項については、都が主体となり、関係する区市町村と連携・協力を図っていくことが必要です」と詳述されています。

しかしながら、その後日暮里富士見坂の保全には、積極的な対策が見られず、数々の眺望の危機が訪れたことは前述したとおりです。

こうした中、国連教育科学文化機関（ユネスコ）諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）が今年の総会で、日暮里富士見坂からの富士山の眺望の保全を「Heritage Alerts」の一つとして採択しました。勧告書とともに送られたイコモス会長名のレターには、イコモス及びイコモス日本委員会が、最後に残された富士山の眺望を保全するための再検討とガイドライン作りに全面的に協力することが約束されています。

広域的景観形成の重要性が指摘されながらも、景観計画策定が各景観行政団体に委ねられているために、相互の利益が受益者・負担者に分かれ、景観の受益と負担の関係が明確な場合には、眺望景観保全のための調整が難しいことは、国土交通省の報告書でも指摘されるどころです。さらに、文京区は未だ景観行政団体となっていないことも、問題解決を困難にしている要因となっています。

平成23年3月に国土交通省都市・地域整備局の作成した、魅力的な都市空間創出に向けた景観施策のあり方等検討調査報告書（概要版）の中で、代表的な取り組み事例のひとつとして、富士山への眺望保全（荒川区富士見坂）が例示されています。そこでは、取り組みの主体として、「負担を受ける側の影響が大きい場合（高さ制限が必要等）や負担を受ける市町村が多い場合は、都道府県が主体となることが考えられる」として都道府県が主体的に取り組むことが期待されています。

つきましては、日暮里富士見坂からの眺望景観を確保することを目的として、東京都景観審議会答申のとおり、都が主体となり、関係する区市町村と連携・協力を図っていただきたく要請いたします。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 荒川区西日暮里 3-2-5 （金子方）

E-mail : fujimizaka@yanesen.com

TEL/FAX 03-3822-3649（中島） 080-6670-0142（山崎）